

(仮称) 多度御衣野南部工業団地開発事業に係る簡易的環境影響評価書
環境影響評価委員会 第1回小委員会 議事概要

日時：令和5年1月27日（金）13：30～16：00

場所：三重県桑名庁舎 第2会議室

委員：大気に関しましては、建設時及び運用時において、ほとんど問題がないという結果ではないかと存じます。対策として考えられているように、走行車両についてはエコドライブの徹底をしていただければ、1台当たりの排出ガス量の低減につながりますので、ぜひお願いします。騒音について、住民の方々のご懸念に対しては団地内を回避するという対策を検討されていますが、いずれにしてもエコドライブを徹底することが良いかと思えますので、ぜひそれを実行していただきたいと思えます。

事業者：ご指摘の通り、対応します。

委員：まず、事業者というよりも行政へのコメントですが、この近隣の道路騒音が日常的に常に高い状態にあるというものを放置しておくというのは、非常に問題が大きく、地域の発展の妨げになってきますので、真摯に対応していくということが必要だと思えます。行政の方々におかれましては、対応を検討していくということをお願いしたいと思えます。そのうえで、今回の事業についてですが、工事関係車両の工事中の走行経路等は、事業実施区域北側の道路を使うというご説明でした。この経路では、事業実施区域への進入時に右折することになりますが、この道路の交通量から考えた時に、右折をスムーズに行うことができるのか、できない場合、渋滞してしまうことで、騒音、振動や大気質への影響が生じないのか、お聞かせください。

事業者：最終的にこの事業実施区域内に進入する場合の右折につきましては、この道路は幅員が比較的広い場所になっています。また、車両をなるべく分散し、大渋滞が起きないように調整したいと考えています。

委員：渋滞等が起きないように事業を実施されるという理解でよろしいですか。

事業者：そうですね。そうならないように分散させたいという考えです。

委員：わかりました。もう一点、施設供用時には一日に片道410台が走行するということで、走行車両が多量に増えるのではないかと懸念するのですが、これは現在の交通量からすると、それほど台数は増えないのでしょうか。

事業者：現地で測定をした結果では、現況で一日あたり大体6千数百台でした。

委員：では、6千数百台に対して400台ぐらいが増える可能性があるということですね。

事業者：はい。

委員：それから、関係車両走行ルートの中に、大山田播磨線と上之輪嘉例川線があるかと思えます。これらの道は、道幅が広いところもありますが、このあたりも住宅地で、東の方

へ行くと道が片側一車線になるような道路であるので、地域の皆さんへの影響が大きいと思われませんが、こちらを選ばれた理由は何ですか。

事業者：桑名市内への走行ルートを選択肢の一つというのはありますが、この大山田播磨線は片側二車線の道路で、商業施設も並んでおり、比較的広いということで選んでいる道路です。その先の東名阪をくぐってから東側は、確かに片側一車線になっていますが、このあたりにつきましても、新たな都市計画道路の計画もありますので、ルートとして使えるのではないかという考えで選んでいます。

委員：工事中は使わず、供用開始後使うかもしれないというルートということですね。

事業者：いえ、そうではなく、工事中も使用する計画としています。この道路は、以前に砂利採取許可に基づく埋戻し工事を行う際、地元との協議により選定させてルートとなっています。

委員：評価書の騒音関係の内容（P. 250 等）において、事業における寄与分が 1 dB または 1 dB 未満であることから影響は小さいという記載がありますが、1 dB の差というのは知覚できる差を超えた量になっていますので、決して影響が小さいわけではないということをご承知おきいただければと思います。

事務局：行政へのご指摘ということで、委員からご意見いただいたことについてですが、騒音・振動の規制に関しては、現在桑名市が所管をしており、この場で明確にお答えすることができません。ただ、県としても今回のこの環境影響評価手続きを通じて、住民の皆様が騒音・振動で非常に困っていらっしゃるというご意見も聞いていますし、電話で直接伺ったこともあります。そういった情報は、桑名市の環境担当課にも、共有しています。道路に関して、桑名市だけで対応することは困難かもしれませんので、県の道路規制担当課にもこういったご意見を情報共有しています。委員のご意見と住民の皆様のご意見を踏まえまして、今後対応を検討していきたいと思っております。

委員：行政側の方は、情報共有だけでなく、実際に動かれるという姿勢を見せていただくと、住民の方も安心して住まい続けられるかと思っておりますので、ぜひ他人ごとというふうにならずに、やっていただければと思います。

委員：幹事意見に対する見解では、雨水排水が沈砂池と大谷溜池を経て、濁水が軽減されるので、下流河川への影響が非常に低減されると書かれています。これは簡易評価書においても、同様のことが書かれているわけですが、このような場合は、シミュレーション等による定量的な評価というのは、難しいのでしょうか。すなわち、今までのこの地域における最大降水量から推測して、どの程度が沈砂池で低減されるのか、という定量的な評価は、難しいのでしょうか。

事業者：通常の環境影響評価の場合では、ご指摘いただいたように裸地面積や降雨強度等を用いた定量調査による予測評価を行いますが、今回はあくまで簡易評価書の手続きということもありまして、他の案件等を参照して、今回のような簡易的な手法で評価をさせて

いただいたという内容となっています。

委員：わかりました。できなくはないということですね。

事業者：そうですね。通常は、造成面積、裸地面積、それらに流出係数等をかけ合わせた形で濁水濃度予測を行いますので、できます。

委員：わかりました。簡易評価書ということでこのような形式だと思いますが、定量的な予測評価があった方が説得力もあり、近隣住民の方も安心するのではないかとは思いました。もう一点、同じく幹事意見に対する見解で、金属熱処理業の企業を一社誘致される予定ということですが、加工する金属は、主にどのような種類を使う予定ですか。

事業者：今現在でも、すでに桑名市内の別の場所で事業をされている企業ですが、ネジを熱加工する事業です。

委員：そうすると、ネジ自体に有害な金属が含まれているということは、基本的にないと考えてよろしいのでしょうか。

事業者：今回の事業計画地では、ネジに焼きをつけて強度を持たせるという加工をする工程を行います。完成したネジを搬入する形になります。

委員：心配したのは、そのネジを加工する際にネジから金属成分が溶出して、何か環境に悪いものが出てくる可能性はないのかと思いましたが、お聞きしました。すなわち、ネジに有害物質等が含まれていなければ、そのような懸念はないかと思いますが、いかがでしょうか。

事業者：完成品を搬入する形になりますので、溶出していくものは基本的にないと考えています。

委員：わかりました。それから、作業工程のフロー図があったかと思いますが、水洗槽において、浮上油が出たときは、取り除いて回収業者が回収すると記載されていますが、残った洗浄水の方は繰り返し使用するのでしょうか。底にずっと溜まっていて、どこかに排水するという事はないですか。

事業者：フロー図の水洗槽のところから矢印が二つ伸びていると思いますが、真下に伸びているものが油の処分の行程、右下にもう一本伸びている矢印が、水の処分の工程を示しています。

委員：油を含む水についても、一度、全て抜くということですね。

事業者：そうです。回収できる油は回収して業者へ持って行きます。回収しきれない部分の水についても、業者の回収処分になりますので、これらが浄化槽に入ることはありません。

委員：わかりました。基本的に浄化槽に入るのは生活排水であるという結論ということですね。

委員：住民意見の中で、大山田団地等を通る車の騒音が爆音のように大きいという内容がありましたが、それは大山田播磨線や坂井多度線を通る車の騒音が非常に大きいという意見でしょうか。

事業者：ご意見された方々は、坂井多度線のことを言われています。

委員：わかりました。それが意見として出てきているということですね。そうすると、今回の小委員会において発生車両の走行経路の説明にあったように、南側には走行させないものの、東側の大山田播磨線を通る可能性はあるということですか。

事業者：そうです。

委員：それから、北側から搬入搬出をする可能性もありますか。

事業者：そうですね。それは可能性としてはあります。

委員：わかりました。簡易評価書の 284 ページや 285 ページには、搬入土の搬出元として津島市中一色町や愛西市大井町と書いてありますが、ここから運んでくる予定ということですか。

事業者：いえ、これは、もう今すでに搬入されている土砂が、過去にどこから来たのかということを示しているページです。

委員：わかりました。事業関係車両の走行ルートとして選ばれている、事業実施区域の北側を通る北勢多度線は、車両騒音と砂塵が多い産業道路です。車の量も非常に多く、渋滞も頻繁に起きています。道路の近隣住民も困っていますし、一般の方が通るときにも、一般国道 258 号線に合流できないので、北勢多度線の西の方が渋滞するということが起こっています。今回の事業も、北勢多度線を走行して搬入搬出を行う可能性があるとする、大変な事態になることは、承知しておいていただきたいです。北勢多度線を通らないとすると、もう一つ南側の御衣野北猪飼線を通ることもあり得ると思いますが、いずれにしても、住民意見の多かった坂井多度線のエリアに限らず、北側のルートを走行する場合においても様々な事態が想定されます。別の委員がおっしゃったように、事業者のみならず、三重県も桑名市もこのような産業が誘致されるにあたって、様々な事態が起こる可能性があるということは、ぜひ承知しておいていただきたいです。エコドライブ等、様々なことに気をつけていただいて、北の方にもあまり影響が及ばないように配慮していただきたいと思います。

事業者：いずれにおきましても供用後、何年先になるかわかりませんが、事業地から大山田のパーキングに抜けていく都市計画道路の整備が急務ではないかとは思っています。

委員：わかりました。あともう一件ですが、簡易評価書の 53、54 ページに、本事業が展開される場所の地質図が掲載されています。その図に緑色部分が東海層群の大泉累層と呼ばれる地層、図の右側の黄色部分が東海層群の暮明累層という地層になります。また、Bd II という赤い線は火山灰層になりますが、北から南に伸びてきています。その Bd II の火山灰層よりも北西にある、Kr という赤線の嘉例川火山灰層よりも下の地層のエリアで、今回事業が実施されることになります。嘉例川火山灰層は 175 万年前のもので、Bd II の火山灰が概ね 220 万年前になります。したがって、220 万年前から 175 万年前の 200 万年を挟んだ時代のゾーンのところは事業計画地になります。大泉累層の地質は主に泥で、暮明累層の地質は砂礫になります。お願いとしては、この場所は既にほとんどの丘陵が削られ

ているので非常に低い可能性ではありますが、丘陵地を削っている段階、或いは事業として掘り起こしている段階で、アケボノゾウの化石が出る可能性があります。非常に貴重なものであるため、歯や骨が出たら取り上げていただいて、速やかに、桑名市または三重県博物館の方に寄贈していただきたいです。それから、礫砂の中から、珪化木が頻繁に出ます。こちらはそれほど貴重なものではありませんが、市民の方々に見ていただいても良いかと思っておりますので、取り出しておいていただければというお願いです。

事業者：了解しました。

委員：住宅等の建設の際に行った盛土は年月が経過しても強い地盤になるわけではなく、また、そのスクリーニングに国が追いついてないという話を聞いています。そのような中で、今回、新たに盛土を行って事業を実施されるということで、お聞きします。盛土が脆弱になる理由の一つに地下水位が高いことがあるようです。今回の計画において、地下水の深さや地下水が上昇する高さが、計画に勘案されているかどうかを、まずはお尋ねしたいと思います。

事業者：ボーリング調査は既に複数回実施しており、盛土を行う前にも実施していますが、現時点では水脈に当たったとか、水が出てきたということはありません。

委員：盛土を行う際の高さや地下水の有無に関する、国の基準等はありませんか。ボーリング調査で水脈が発見されなかったことと、地下水が十分に低いということは直結しないのではないかと思います。したがって、盛土を行う際の国の基準や法律において、地下水位等を調べるという項目があるのか、そして、基準があればその基準を満たしているのかということをお聞かせください。

事務局：ここで、事業者に補足説明として、手続きの状況をご質問させていただきます。開発するにあたって桑名市で開発の許可を取得する際に、事業の詳細設計や盛土等の審査をされることもあるかと思います。既に実施されたボーリング調査は、開発許可の前提のために実施した調査でしょうか。もしくは、これからの審査でさらに詳細を詰めていく予定でしょうか。それによって、今のご質問のお答えが変わるかと思っております。今後、開発許可の際に設計に関して課題があるとしたら、また後日、詳細にご回答いただきたいと思います。

事業者：ボーリング調査は自主的に行いました。また、現時点で開発の許可担当部局からボーリング調査を行う必要があるという指導はありません。

事務局：開発の許可を取得するにあたり、法律等の様々な基準に適合するように指導を受けると思っています。今後、措置報告書を提出するまでに、開発の担当部局とも計画に関してより詳細な設計等を詰めていただいて、どのような内容が必要かというところを確認していただきたいです。

事業者：それは、以前から開発の担当部局とも相談しておりますので、また報告させていただきます。

事務局：ということで、今直ちには、質問に対するお答えができないということですね。

事業者：それに関して、地下水の調査っていうのは、今まで私も聞いたことがありません。

委員：今の委員の質問で、地下水が事業計画地においてどの程度の高さにあるかということについては、事業計画地は丘陵地にあり、雨水が砂礫層の中を浸透して、粘土層の上部を流れ出し、湧水のようなものが切割りのところから出てくることはあるかとは思いますが、基本的には地下水というものが存在しないエリアであると、私は思います。したがって、いわゆる地下水というものは、ほとんどない場所になります。

委員：わかりました。しかし、今のご説明ですと、粘土層の上部を流れる水により側放流が発生することが原因となって、地すべりが引き起こされることがあるかと思いますが、その点はいかがですか。

事業者：地すべりが起こらないように、今まで三重県との協議において、安定な勾配と転圧をかけるようにという指導を受けています。さらに盛土の強度においても、ボーリング調査によって、証明していく予定になっています。

委員：盛土の脆弱性が原因で発生する事故や大規模な地すべりが、騒音以上に地域住民の命を一気に失わせてしまうということも、災害国日本では普通に起こっていることですので、基準を遵守されるよう十分にご配慮いただきたいと思います。別の質問になりますが、住民の方が非常に気にしている大型車走行などについて、今回の走行ルートにおいて、児童の通学ルートはすべて避けられているという理解でよろしいですか。

事業者：計画地から北側へ出て行く場合においては、児童が横断する交差点を走行する可能性はあります。

委員：なるほど。では、速度制限は設けられる予定ですか。

事業者：速度制限は、法定速度を遵守するという対応です。

委員：法定速度は遵守していただきたいと思います。また、大型車両は、通学ルートの交差点は通らないということでもよろしいですか。

事業者：おそらく、現状で1ヶ所程度は児童が横断する箇所があるという想定です。

委員：それは十分な車幅のある道路ですか。

事業者：そうです。信号もある交差点です。

委員：わかりました。大きい車が、非常に狭いところを歩く児童を巻き込んでしまうという事故だけは避けていただきたいと思った次第です。それから、最後になりますが、現在は社内の規則で罰則を設けて、大型車の制限をするという説明だったと思います。ゆくゆくは管理の主体を事業者から、市や地域、譲渡先の企業などに変えていくということであれば、これは事業者ではなくて、県や市への提案になりますが、大型車両は走行不可にする等を法令で決めて標識を立てることや、何時から何時までは走行不可にしたり制限速度を低く設定したりするといった配慮が必要になってくるかと思いますが。住民意見の中には、事業者によりルールを設定してもそのルールがなし崩しになるのではないかという点を、非常に心配しているものもありましたし、その不安も尤もだと思います。法令で規

制してほしいという意見もある中で、そのような規制を行うことが可能ならば規制する
ということが大事かと思いました。

事務局：この場には、道路担当部局で規制に詳しい者がおりません。また、今回の事業に関
連する道路は基本的に桑名市の市道であることから、道路の規制に関しては桑名市が対
応することになるのかと思いますので、いただいたご意見等を引き続き桑名市と共有し、
対応ができないかを考えていただく機会を設けたいと思います。

委員：先ほどの事業概要説明において、生息生育の可能性のある重要な種における維管束植
物の種数が 51 種類で、予測結果の影響を受ける可能性のある重要な種の維管束植物の種
数が 54 種類になっています。この差は何でしょうか。

事業者：51 種につきましては文献調査によるもので、影響予測のところに関しては、現地
で確認したものを足していますので、3 種類増えています。

委員：現地調査の結果を足したということですね。

事業者：そうです。

委員：わかりました。あと、簡易評価書 317 ページの陸生動物に対する環境保全措置の効果
とその検証において、コチドリとイカルチドリは、営巣が確認された地点については可能
な範囲で一時的に工事を見合わせることで、著しい影響を回避できると記載されていま
す。その可能な範囲で一時的にというのはどの程度のことなのか、それから、この著しい
影響というのが具体的に何を指しているのか、ということをお伺いしたいと思います。

事業者：基本的に、著しい影響というのは営巣放棄のことです。したがって、営巣放棄をさ
せないために、他の場所でもよくある事例になりますが、営巣地がある場合には巣から 10
m の範囲、つまり、およそ 20m 四方のエリアをコーンで囲むなどして、作業員が入らな
いような対処をします。場合によっては、営巣地が事業実施区域の中心部にあって、コー
ンで囲むことができないということもありますが、営巣期間は限られており、繁殖が成功
して子供が孵ってしまえばいなくなってしまうので、営巣期間中は一時的に工事を見
合わせ、その後すぐに工事を始めて、次の営巣がないようにしてしまうことも、保全に
なると考えております。

委員：おそらく、様々な経験に基づいて、20m 四方で十分だという知識があるということ
ですね。一時的な裸地であることから営巣が生じるので、これを永続させるということは、
その事業ができない。そういうことも理解しているので、仕方がないとは思いますが、直
接的な影響がないようにはお願いしたいです。あと、もう一点、簡易評価書の図 2-3-4
-1 (9 ページ) の土地利用計画図には、広場というものがあります。これはどんな広場
なのでしょう。

事業者：現在、これに対して、協議を行っています。桑名市の都市整備課はコンクリート等、
アスファルトを引いてもいいという回答ですが、実際に将来、維持管理する桑名市のアセ
ットマネジメント課の方は、アスファルトを敷いた上にスケートボード場みたいなもの

を作って欲しいという意見も出ています。今後、協議結果がどうなっていくかはわかりませんが、現時点では、遊具を置かずにベンチ等を配置し、そこで従業員の方がゆっくりできるスペースを作りたいと考えております。

委員：広場の予定地は計画地に残っている木を切りますよね。例えば、再度、木を植えるのであれば、この近辺に自然に生えている木を移植することや造成森林の林縁を工夫することで、希少な植物の移植先の候補にするといったこともできると思います。スケートボード場になると駄目だとは思いますが、部分的にでもできる限り自然が残るようなことをしていただければ、環境への影響は減るのではないかと思います。何らかの対応をお願いします。

事業者：その件に関しましては、ご意見の通りさせていただこうと思います。存在が確認された貴重な動植物の種は、残すようにさせていただきたいと思います。

幹事（桑名地域防災総合事務所）：幹事意見に対する見解について、誘致予定の金属熱処理業のフロー図にある焼入炉と焼戻炉は、それぞれ加熱工程が入ります。これらは、大気汚染防止法の別表第1の6「金属の鍛造もしくは圧延もしくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉」に該当する可能性があります。これは規模要件があり、一定規模以上であれば、大気汚染防止法または三重県生活環境の保全に関する条例に基づく手続きが必要となります。また、同じくフロー図の中で、焼入炉の後の油槽については、水質汚濁防止法の63「金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの」の中の「焼き入れ施設」に該当する可能性があります。外部への排水が出ない事業所においても、特定施設の洗浄等により、年に1～2回は排水を行う可能性があるのではないかと思います。水質汚濁防止法の届出に関する特定施設の判断におけるガイドラインには、通常、排水が出ない場合であっても、年に1～2回の排出があれば、届出対象となります。今回のような金属熱処理業が進出する場合には、事業内容について整理し、対象となるようであれば事前届出をしていただきたいと思います。また、これらの法令を確認したうえで、大気質及び水質の項目について改めて予測及び評価の必要性を精査し、措置報告書の内容に反映していただきたいと思います。

事業者：誘致予定の企業については、現時点で同じ工程で同じ事業を実施していますので、今回指摘された法律関係を改めて確認し、必要な手続きがあれば実施します。